

第2次太宰府市男女共同参画後期プラン

令和4年度進捗状況報告

この報告書は、太宰府市男女共同参画推進条例第15条に基づき年次報告として公表するものです。

太 宰 府 市

第2次後期プランの体系

目標	施策の方向	施策
1 男女共同参画の意識づくり 社会実現に	1 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直しと意識の改革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮 ④男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直し
	2 男女共同参画の理解を促進する教育・ 学習の充実	①学校等における男女共同参画の推進 ②教職員等の男女共同参画に関する研修の充実 ③家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進
	3 男性・若者世代にとっての男女共同参 画の推進	①男性へのアプローチ ②若者世代へのアプローチ
2 あらゆる分野における 男女共同参画の促進	4 政策・方針決定過程への女性の参画の 拡大 ※1	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④市民の参画機会の拡大
	5 雇用の分野における女性の活躍推進 ※1	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援
	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 ※1	①市職員の職場環境の整備と取組支援 ②市民・事業所等へのワーク・ライフ・バランスの理解促進
	7 職業生活との両立を可能にする 子育て・介護への支援 ※1	①ひとり親家庭への支援 ②子育てへの支援 ③介護への支援
	8 地域・防災分野への男女共同参画の 推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災・防犯における男女共同参画の推進
	9 国際交流への男女共同参画の促進	①外国人市民との交流
3 社会誰もが互いの人権を 尊重しあう	10 配偶者等からの暴力の根絶 ※2	①配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進 ②DV相談体制の充実 ③被害者の保護と自立支援体制の充実
	11 女性に対する人権課題への取組	①女性が被害を受けやすい人権課題の啓発と相談
	12 生涯を通じた男女の健康支援	①妊娠・出産への支援 ②健康課題への支援 ③心身の健康増進への取組
	13 共生社会への推進	①多様な立場の人々への理解促進 ②困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 ③だれもが共に安心して暮らせる環境整備
プランの推進体制		①推進体制の整備・強化 ②市民との連携

太宰府市男女共同参画推進条例・男女がいきいきと輝くまちづくりをめざして

※1 目標2の施策の方向4～7は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

※2 目標3の施策の方向10は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。

第2次男女共同参画後期プラン令和4年度進捗状況概要

目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

施策の方向1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

市民意識啓発の取り組みとして太宰府市男女共同参画市民フォーラムを毎年実施しています。福岡県は令和4年4月からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。性的少数者の理解を一層深めるために、令和4年度は性的少数者をテーマに市民フォーラムを実施しました。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、動画配信で実施しましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた上で、従来通りの講演会方式で実施しました。しかしながら、来場者数は依然として伸び悩んでおり、市民啓発の方法を再検討する必要があります。

また、6月の「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画推進センタールミナスにて啓発パネルを展示し、市ホームページでは特集ページを公開しました。例年実施している街頭啓発は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

市の広報紙やホームページ、パンフレット等については、職員一人ひとりが常に男女共同参画の視点を踏まえ、「表現ガイドライン」に留意して作成しています。

施策の方向2. 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実

学校教育や保育においては、各学校、保育所の方針や計画に基づき、男女共同参画を含むあらゆる人権の視点に立った教育・保育を行っています。男女平等、固定的性別役割分担意識の払拭、個性と能力を發揮し、男女がお互いを尊重し協力する心を育むことができるよう、子どもの発達段階に応じ男女共同参画の視点に立った指導を心がけています。

令和3年度からは、男女共通のデザインで、ジェンダーレス化にも対応した制服を市立全中学校で採用しています。

コロナ禍の状況下であっても、各学校で工夫して職場体験活動や職業調べについての取り組みを行い、児童生徒の勤労観や職業観を高めることができました。

施策の方向3. 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進

男性の家事自立支援事業として、内閣府の「おとう飯はじめようキャンペーン」に参加し男性向けの料理教室を開催しました。また、楠田市長が『「おとう飯」始めようキャンペーン』応援サポーターに就任し、市ホームページでレシピを公開することで、男性の家事参加について啓発しました。保健センターにおいても男性のための料理教室を開催し、家事技術向上と健康食への意識を高めました。

子育て支援センターでは、父親の子育て応援事業として子育て講座「パパとあそぼう!」、妊娠中から両親と一緒に育児を行う重要性を学ぶ「パパママクラス」、妊婦と父親と一緒に料理を体験する「マタニティクッキング」を令和4年度も引き続き開催しています。育休を取得する父親、サロンに遊びに来る父親も増えてきましたが、一方で未だ「家事は女性がするもの」という声も聞かれます。今後も、男性中心型の労働慣行の見直しや、性別による役割にとらわれず、男性が主体的に家事・育児・介護に関わることの大切さを考える契機となり、多様なライフスタイルを選択できる生き方を提案できる事業を展開していきます。

市内大学や高校には「ちくし女性ホットライン」の周知カードやデートDVパンフレットの配架をお願いし、デートDV防止の啓発に努めています。今後も市主催の男女共同参画に関する事業への参加を呼び掛け、若い世代への啓発を推進していきます。

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向4. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の各種審議会等への女性の登用促進については、女性の意見等を市政に反映させるため、委員の改選時には団体選出に女性の推薦を依頼するなどして、積極的な登用を働きかけていますが、令和5年4月1日現在の女性登用率は27.3パーセントとなっています。昨年からの増加は0.5ポイントにとどまり、プランの目標値である40パーセントから大きく乖離しています。目標達成には、女性登用が進まない審議会を持つ所管課へ個別に働きかけるだけでなく、他自治体の取組を調査研究し、目標の40%に近づけるよう新たな取組を進めてまいります。

外郭団体・補助団体の女性役員等の登用率については37.7%となっており、決して低い水準ではありませんが、審議会と同様に個別に団体と比較すると登用状況に差があるため、個々の団体の性質を尊重したうえで、男女共同参画への理解を広げていきます。

本市における各種審議会委員等の女性登用率（%）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登用率	27.1	26.0	26.1	26.8	27.3

※いずれも4月1日現在

施策の方向5. 雇用等の分野における女性の活躍推進

企業、事業所に対する男女共同参画の理解促進については、労働に関する法制度やハラスメント相談窓口の周知記事を広報紙に掲載しました。また、筑紫地区企業同和問題推進委員会研修会を開催し、人権問題をとおして企業の社会的責任、働く女性の地位向上、すべての人が働きやすい職場づくりについての理解促進を図りました。

市の指名入札参加者審査申請事業所を対象に実施した「太宰府市男女共同参画に関する事業所アンケート調査」は、報告書を作成し、回答した事業所に送付することで意識の啓発を図りました。

男女共同参画推進センタールミナスでは女性の職業能力開発と就業の支援として、医療事務講座、起業・副業セミナーを実施しました。また、令和3年度に引き続き、ハローワーク福岡南、ルミナス、太宰府市の共催で「女性のための再就職セミナー」を実施しました。今後もハローワーク福岡南との連携を強化してきます。

施策の方向6. ワーク・ライフ・バランスの推進

市職員の職場環境整備については、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に努め取り組むこととしています。今後も、全職員に対し、年次休暇、育児休業、介護休業制度の周知及び取得促進に努めていきます。

また、太宰府市男女共同参画推進センタールミナスでは仕事と家庭の両立をテーマと

するセミナーを開催し、市民への理解促進に努めました。今後も講座等を実施することでワーク・ライフ・バランスの理解促進に努めていきます。

施策の方向7. 職業生活との両立を可能にする子育て・介護への支援

子育てや介護に関する支援については、社会保障制度の適正な運営のもと、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。今後も引き続き、広報紙や出前講座等で各種制度の周知を図り、ひとり親家庭への支援、子育て・介護支援サービスの充実に努めていきます。

子育て環境の整備では、保育所入所待機児童対策として、太宰府市内の認可保育施設が入所保留となり、届出保育施設に通わせている方へ保育料の一部を補助する太宰府市待機児童支援補助事業を実施しています。(令和5年には市内に認可保育園が新規に設置されたことにより、待機児童ゼロを達成しました。)

子育て支援事業では「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、概ね生後4カ月頃までの乳幼児がいる世帯に保育士や保健師、助産師などが訪問・連絡し、育児についての相談や情報提供を行いました。状況に応じて訪問回数を増やし、長期的に見守っていくなど、きめ細やかなサポートを心がけています。

子育て支援センターでは、子育てに関する相談のほか、つどいの広場、出前保育、戸外であそぼう会等を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場所を提供していますが、参加希望者が多くキャンセル待ちが発生しているため、昨年度より開催回数を増やして事業の充実に努めました。さらに、18歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、専門的な相談対応や継続的な支援を一体的に行う「太宰府市子ども家庭総合支援拠点」を設置しており、18歳未満すべての子どもとその家庭及び妊産婦の様々な悩みや子育てに関する相談に、専門的な知識を持つ相談員が対応していきます。

介護への支援においては、包括支援センターを中心に、高齢者のための介護予防教室や健康相談会、地域出前講座などを毎年実施して、介護予防や健康活動についての啓発に努めており、引き続き広報紙やパンフレット配布などでも周知・啓発を行っていきます。性別にとらわれずに介護の負担が軽減できるよう、相談窓口である包括支援センターの周知にも努めていきます。

施策の方向8. 地域・防災分野への男女共同参画の推進

地域社会活動においては、広報紙や隣組回覧等を通じて、環境美化活動や健康づくりなどの事業に対し、性別を問わず幅広い市民に協力を求めています。参加者の固定化や若い世代の参加が少ないことから、地域に入りやすい環境づくりと、若い世代の地域活動への参画を、自治会とも協働して進めていきます。

校区自治協議会においては人権政策課が「男女共同参画視点の防災」をテーマに10分プレゼンを実施しました。

防災分野においては、地域防災計画、避難所運営マニュアル等において男女の違いに配慮した避難所運営を明記しています。自主防災組織の設置や運営に、女性や若い世代の積極的な参画を求め、平常時から女性の視点を組み込んだ運営がされるよう助言しています。

性犯罪防止の取組として、防犯カメラを2基3台新設し、現在市内に合計23基42台を設置しています。また、地域の防犯委員会などで最新の犯罪情報を共有しています。今後は、学生などの若年層や子育て世代等への啓発手段を検討していきます。

施策の方向9. 国際交流への男女共同参画の促進

国際交流事業への参画促進では、(公財)太宰府市国際交流協会が主催する国際交流促進事業をとおり、在住外国人が同じ地域に暮らす住民として社会参画を促す仕組みづくりに取り組んでいます。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、開催交流事業がありましたが、太極拳体験や座禅体験事業など、静かな体験事業を開催しました。また、各種事業の参加状況については、留学生や市民の参加がありましたが、在住外国人にも参加するような魅力的な事業の展開が課題です。

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向10. 配偶者等からの暴力の根絶

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスにて啓発パネル展を開催し、意識啓発に努めました。

新成人においては「デートDV」のパンフレットを全員に配布することで、若年層におけるDVについての正しい理解促進に努めました。

市内の小学校4校・中学校1校において、福岡県が実施する「性暴力対策アドバイザー」を活用した研修を実施し暴力防止の啓発に取り組みました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で在宅勤務等が増加したことにより、DVの増加や被害者の孤立が課題となっています。DV相談体制の充実については、広報紙やホームページに相談情報を掲載するとともに、相談窓口周知用カードと啓発シールの設置・配架を進めました。

新規事業として不安や困難を抱える女性が安心して相談できるように、女性相談窓口事業(つながりサポート相談事業)を開始し、女性相談員を人権政策課に常時1名配置しました。丁寧に相談者の話を傾聴することで、不安や困難を抱えた女性が安心できるよう努めました。また、相談者の状況に応じて庁舎内外の機関につなぎ、相談者の課題解決に向けて支援しました。

今年度も引き続き相談者に寄り添った相談事業を実施します。

施策の方向11. 女性に対する人権課題への取組

市民意識啓発では、6月の「男女共同参画週間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、広報紙やホームページに啓発記事を掲載するとともに、市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスにおいてパネル展を開催し、女性を取り巻くあらゆる暴力防止の理解促進に努めました。

また、性暴力被害や職場におけるハラスメント、人権侵害などに対する専門相談機関や相談窓口の周知については、庁舎1階ロビーや人権政策課窓口で常時情報提供を行っています。

施策の方向12. 生涯を通じた男女の健康支援

母性保護の啓発については、母子健康手帳交付の機会を活用して、健康管理や働く女性のための産休や育休制度について情報提供やアドバイスを行っています。

赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、妊婦相談等の母子保健事業の中で、個々の家庭や母

親の状況に応じた性感染症や家族計画などについて、情報提供と相談を行いました。

例年特定保健指導として結果説明会や相談会を実施していますが、近年の働き方改革やコロナ禍の影響により、直接面談をすることが困難であるケースが見受けられます。そのため、ICTの活用など、様々な支援方法を検討・展開していく必要があります。

心身の健康増進への取組としては、地域に根差した精神科医師によるこころの相談事業を保健センターで実施しました。「太宰府市自殺対策計画」に沿って、自殺防止のための啓発、情報発信や、医療機関等との情報交換、及び「自殺対策連絡会議」を開催して庁内連絡体制を整えていきます。特に若年者が利用しやすい相談体制について検討が必要です。

施策の方向 13. 共生社会への推進

共生社会の実現には、多様な立場の人の人権課題と男女共同参画の課題とを包括的に考え理解することが必要です。

障がい者の問題については、12月の「障がい者週間」などに合わせて広報紙に関連記事を掲載し、啓発を行いました。

困難を抱える人への支援については、DV被害、貧困、障がい、高齢、ひとり親、性的マイノリティ、外国人など様々な境遇によって支援も複雑化しています。

新型コロナウイルス感染症を起因とする生活困窮の相談は落ち着いてきましたが、困窮状態からの脱却は依然として困難です。今後も個人の状況に応じた相談・配慮を行いながら、関係課や関係機関との連携を図り、問題解決に向けた自立支援や情報提供に努めます。

また、令和4年4月より福岡県においてパートナーシップ宣誓制度が導入されたことに伴い、本市においても性的マイノリティに関してより一層の理解・配慮が求められています。性的マイノリティに関する理解を深めるために、今後も継続した取り組みを検討していきます。

また、都市計画や道路、公園、公共施設等の整備にあたっては、男女共同参画の視点をはじめ、誰もが共に安心して暮らせる生活空間の環境整備に努めています。

プランの推進体制

プランの進行管理は、各所管課の実績を取りまとめ、推進本部幹事会、本部会議を経て男女共同参画審議会に報告し意見等を求めます。審議会です了承を得た取組状況は市ホームページで公開するとともに、審議会における意見、提言を庁内会議にフィードバックし報告しています。

男女共同参画推進センターの管理運営については、指定管理者と連携しながら、本市の男女共同参画の拠点施設としての機能充実を図るとともに、「指定管理者制度運用ガイドライン」に沿って事業内容の評価検証を行っていきます。

市職員への啓発については、新規採用職員研修、相談・家庭訪問・窓口業務に携わる職員を中心として「DVの基礎知識」をテーマに実施しました。引き続き、市職員の意識向上に努めていきます。